

再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

しかしながら、再審は、誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であるにも関わらず、現行の法律では捜査等で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真実を明らかにすることが難しいのが現状であるとともに、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化することも課題の一つと捉えている。

したがって、人権保護及び冤罪被害者救済の観点から、国及び関係機関において、諸課題の整理を進め、再審法の改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月20日

愛知県常滑市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
法務大臣 宛